

路上変圧器活用に関する広告物掲出審査基準

令和 6 年 12 月

大阪市

I 広告掲出審査の基本

1 広告主の信用性

広告掲出時点における広告主の実績、運営体制及び広告内容について、不適切と判断したものは掲出不可とする。大阪市は、関西電力送配電株式会社に対して、広告主の会社概要等、必要な書類の提出を求めることができる

2 適切な広告表現

次に掲げる事項について、不適切と判断したものは掲出不可とする

- (1) 関係法令、関連規程及び業界の自主基準等を遵守していること
- (2) 公序良俗に反しないこと
- (3) 社会や市民の求める倫理観から乖離しないこと
- (4) 消費者保護の観点から適切な内容であること
- (5) 児童及び青少年保護の観点から適切な内容であること
- (6) 良好な景観又は風致を害しないこと
- (7) 公共空間に掲出する広告にふさわしい内容であること

II 一般的な表現規制

1 基本的人権に関すること

次のいずれかに該当するものは掲出不可とする

- (1) 人種、民族、国籍、出身地、言語、性、年齢、職業、学歴、身体的特徴、病気、思想信条等について、侮辱的又は差別的な表現を使用しているもの、偏見を起こさせるもの、当事者の心情を損なうもの
- (2) 犯人、自殺、暴力、とばく、麻薬、人身売買、売春、買春等の行為を肯定、示唆、助長、美化し、人命を軽視しているもの、人間の尊厳を傷つけているもの
- (3) プライバシーを侵害していると認められるもの
- (4) 個人のパブリシティー権を侵害するもの
- (5) 特定の個人や団体への誹謗中傷等により、名誉又は信用を傷つけるもの、業務妨害となるおそれがあるものの
- (6) 性に関する表現で、次のいずれかに該当するもの
 - ① 不快感や羞恥嫌悪の情を起こさせるもの
 - ② 性に関する表現が、露骨、猥褻、挑発的又は品位に欠けているもの
 - ③ 身体の局部、性交、性器具等を表現したもの
 - ④ 性犯罪を興味本位に取り上げ、肯定、誘発、助長又は美化しているもの
 - ⑤ 児童や未成年者を題材にしているもの
 - ⑥ セクシャルハラスメントに該当するもの
- (7) 事件の容疑者が未成年者、心神喪失者又は心神耗弱者である場合、刑法、少年法に抵触するおそれのあるもの、事件関係者の人権やプライバシーを侵害するもの、心情を損なうもの
- (8) 個人情報の収集を主目的としているものであると判断されるもの

2 公序良俗に関すること

次のいずれかに該当するものは掲出不可とする

- (1) 反社会的な行為を誘発若しくは助長させるおそれのあるもの又は社会秩序を乱すおそれのあるもの
- (2) 醜悪、残虐若しくは猟奇的な表現又は病気、事故、死等に関する表現で、不快感、恐怖心等を起こさせるもの
- (3) 非科学的根拠や迷信に類するもので、利用者を惑わせ、不安を与えるもの
- (4) 社会的事件を引き起こした団体又は個人及びその関連企業によるもの
- (5) 国家間対立又は民族間対立を悪化させるおそれのあるもの

3 知的財産権等に関すること

次のいずれかに該当するものは掲出不可とする

- (1) 権利にかかる事柄について、係争中又はそのおそれのあるもの
- (2) 他人の肖像や氏名、写真、談話、著作物等を使用しているもので、本人又は権利者の承諾を得ていないもの
- (3) 他人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を無断に使用しているもの
- (4) 模倣又は類似しているために、錯覚又は誤認を与え、紛争を引き起こすおそれのあるもの

4 表示規制に関すること

(1) 重要表記事項及び広告内容の明瞭性

- ① 登録する正式な広告主名称、所在地及び電話番号を表記する

ただし、表現上の理由により省略する場合は、業種及び広告内容を検討の上、次のいずれかの表記を認める

ア 広告主名の代わりに一般的に認知されている通称、商標又は商品名の表記

イ 所在地として住所の代わりとなるU R Lの表記

ウ 電話番号の代わりとなるU R Lの表記

- ② クレジット、注意文字、啓発文言の表記は、大きさ、色彩等に注意し、明瞭に表記する

- ③ 広告内容は正確でわかりやすいものとし、誤認を与えるものは掲出不可とする

ただし、表現上の理由により内容を抽象的にする場合は、業種及び広告内容等を検討の上、掲出の可否を決定する

(2) 周辺景観に配慮を要する表現

① 高彩度色の使用制限

色彩は不快感を与えないものとする

景観上の重点届出区域では、高彩度色の使用を控える

② 過剰な直接的な販売促進（価格表示、安売り表現）記載の禁止

③ 過剰な文字数及び極端に小さなサイズの文字表記の禁止

(3) 虚偽又は誇大な表現により、誤認期待を与える表現

① 事実と異なり、著しく優良又は有利であるかのような虚偽、不正確な表現の禁止

② 実際に販売していないものを示すことにより顧客を誘引することを目的とする、いわゆる「おとり広告」の禁止

③ 官公庁や公的機関が公認又は推薦しているような表現で、事実と異なる表記の禁止

④ 品質、技能等について受賞しているかのような表現又は将来の利益を保証するかのような表現で、公的機関又は公正な第三者機関の客観的な根拠がないもの

⑤ 数値、率等を表記するもの、「新型」、「最新」等と表記しているもので、公的機関又は公正な第三者機関の客観的な根拠がないもの

(4) 最高、最大等の断定的表現

① 公的機関又は公正で第三者機関の客観的な根拠の裏づけがない最高、最大等の断定表記の禁止

例：「最高」「最大（小）」「第一位」「日本一」「業界初」「唯一の」「当社だけ」等

掲出期間が長期にわたる場合は、「〇年〇月現在」等の根拠の調査時期を表記する

② 医薬品、不動産等、公正競争規約等により使用できない表記の禁止

例：「効く」「良くなる」「儲かる」「ズバリ解決」等

(5) 連鎖販売取引（いわゆる「マルチ商法」）内容の掲出不可

(6) 比較広告

① 比較広告は、次に掲げる要件をすべて満たしていること

ア 比較広告で主張する内容が、公的機関又は公正な第三者機関により客観的に実証されていること

イ 実証されている数値や事実が、正確かつ適正に引用されていること

ウ 比較の方法が公正であること

② 他者を誹謗中傷する表現の禁止

III 業種、事業者、広告内容ごとの表示規制

1 規制業種

次のいずれかに該当する業種の広告は取り扱わない

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）で貸金業と規定される業種のうち、主に個人を対象とした無担保の融資を行うもの
- (3) 商品先物取引に関するもの
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- (6) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に規定する訪問販売、通信販売（同法第 30 条に規定する通信販売協会に加入している者が行う場合を除く。）、電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引
- (7) 探偵業
- (8) 営業形態に応じて必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・中古品小売業

2 規制事業者

次のいずれかに該当する事業者（広告主たる法人又は個人）の広告は取り扱わない

- (1) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
- (2) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- (4) 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- (5) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者
- (6) 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている事業者
- (7) 市税を滞納している事業者

3 広告表示内容に関する個別基準

次のとおり具体的な表示内容等の審査のほか、広告主の実績、運営体制等と併せて広告掲出を審査する

(1) 人材募集の広告

- ・人材募集に見せかけて、売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは掲出不可とする
- ・人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集め目的としているものは掲出不可とする

(2) 外国大学の日本校の広告

- ・当該学校が、学校教育法に基づく学校ではないことを表記する
例：本校は、日本の学校教育法に定める大学ではありません

(3) 資格講座の広告

- ・終了後に得られる資格又は称号が、国家試験合格者に与えられる公的資格と誤認を与える表現のものは掲出不可とする。ただし、次の主旨を表示する場合はこの限りでない
例：この資格は国家資格ではありません
- ・講座の受講で国家資格が取得できるかのような表現又は確約若しくは保証するかのような表現のものは掲出不可とする。ただし、次の主旨を表示する場合はこの限りでない
例：資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります
- ・講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲出不可とする
- ・受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認を与えるような表現のものは掲出不可とする

(4) 病院、診療所の広告

- ・医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 5 又は第 6 条の 7 の規定により広告できる事項以外は、広告不可とする
- ・人等の身体の一部（目、鼻、口、手のひら等）を異常に強調したものは掲出不可とする

(5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所の広告

- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 7 条又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条の規定により広告できる事項以外は、広告不可とする
- ・施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告不可とする
- ・法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院・カイロプラクティック等）の広告は掲出不可とする
- ・人等の身体の一部（目、鼻、口、手のひら等）を異常に強調したものは掲出不可とする

(6) 美容・エステティックサロンの広告

- ・次のいずれかに該当する広告は取り扱わない。ただし、医師が行う医療行為は除く
 - ① 高周波、電磁波、メス等の利用
 - ② レーザー治療又は施術（しみ、ほくろ等）
 - ③ 耳たぶ痩身法
 - ④ 永久脱毛

- ⑤ アートメイク
- ⑥ レーザー光線その他の強力なエネルギーを有する光線を使用した脱毛
- ⑦ ケミカルピーリング（しみ、そばかす、ほくろ、あざ、しわ等の表皮剥離）
- ・医療行為であるかのような誤認を与える表現や、医学的な効果を得られるかのような表現のものは掲出不可とする
- ・施術の効果について、確實若しくは断定的な表現又は短時間で急激な効果が得られるようかのような誇大表現のものは掲出不可とする
- ・人等の身体の一部（目、鼻、口、手のひら等）を異常に強調したものは掲出不可とする

（7）医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器（健康器具、コンタクトレンズ等）の広告

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 66 条から第 68 条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと
- ・医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること

（8）健康食品及び美容食品の広告

- ・健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 65 条、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 20 条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 68 条並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと

（9）たばこ関連の広告

- ・たばこの製品広告は取り扱わない
- ・たばこ会社の企業活動に係る広告及び禁煙補助剤等たばこ成分を含む製品広告については、広告内容を検討の上、掲出の可否を決定する。その場合、喫煙を促進しているかのような誤解を招く表現のものは掲出不可とする
- ・たばこ製品広告以外の広告（映画、漫画等）で喫煙あるいは使用している表現があるもの、未成年者に対して喫煙を促進していると判断されるもの又はたばこ事業法に規定するたばこの消費及び健康上の注意文言の主旨に反するものは掲出不可とする

（10）アルコール飲料の広告

- ・アルコール飲料の商品広告には、20 歳未満の者の飲酒防止に関する注意表示をしなければならない
例：お酒は 20 歳になってから、20 歳未満の者の飲酒は法律で禁じられています

（11）介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等の広告

- ①共通規制
- ・原則、許可届出等の行政機関への手続きを完了していないもの、施設が未完成のものは掲出不可とする
- ・原則、名称、所在地及び一般的な事業案内等の掲出に限定する
- ・介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別していないなど、誤解を招く表現のものは掲出不可とする

- ・サービスを利用するにあたり、有利であると誤認を与えるような表現のものは掲出不可とする

例：大阪市事業受託事業者等

②有料老人ホーム

- ・厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項を表記すること
- ・所管都道府県の指導に基づいたものでなければ掲出不可とする
- ・公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成 16 年度公正取引委員会告示第 3 号）」に抵触するものは掲出不可とする

③介護老人保健施設

- ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 98 条の規定により広告できる事項以外のものは掲出不可とする

(12) 墓地・納骨堂、斎場、仏壇・仏具業、葬祭業の広告

- ・都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を表記しなければならない
- ・写真又はイラスト等により、遺影や位牌等が確認できるものは、掲出不可とする

(13) 不動産の広告

- ・不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を表記しなければならない
- ・不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を表記しなければならない
- ・「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うものとする
- ・契約を急がせるような表示のものは掲出不可とする
例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか等
- ・投機的内容や表現又は過度な期待を与える表現の広告は掲出不可とする
- ・係争中の物件は掲出不可とする

(14) 金融機関（銀行・保険会社・証券会社等）の広告

- ・仮想通貨の広告は取り扱わない

(15) 弁護士、司法書士及び行政書士の広告

- ・原則、名称、所在地及び一般的な事業案内等の掲出に限定する

(16) 旅行業の広告

- ・観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けていない広告主は取り扱わない
- ・国内旅行業者は都道府県知事の登録番号、所在地、国外旅行業者は観光庁長官の登録番号、所在地を表記しなければならない
- ・旅行商品の広告で補償の表記のないものは、掲出不可とする
- ・旅行の応募条件の表記で、身体に障害のある方を排除しているかのような表現は掲出不可とする

(17) レジャー施設（スポーツクラブ、リゾートクラブ、ゴルフ場等）の会員権募集の広告

- ・原則、事業が計画段階のもの、許可届出等の行政機関への手続きを完了していないもの、施設が未完成のものは掲出不可とする

(18) 宿泊業（ホテル・旅館）の広告

- ・政府登録、社団法人日本ホテル協会及び一般社団法人日本旅館協会加盟又は各自治体観光協会会員の施設は、相当の実績があるものとみなす
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）において、モーテル、ラブホテル等と定義される施設及び実態として類似施設とみられる広告は取り扱わない

(19) 雑誌・週刊誌等の広告

- ・犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現のものは掲出不可とする
- ・犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回し、不快の念を与えるものは掲出不可とする

(20) 映画・興業等の広告

- ・年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する

(21) 古物商、中古品販売等の広告

- ・都道府県公安委員会、一般廃棄物処理業の許可を得ていない広告主は取り扱わない

(22) 質屋、チケット再販売等の広告

- ・都道府県公安委員会の許可を得ていない広告主は取り扱わない
- ・業務実態が換金目的と判断されるような広告は取り扱わない

(23) 結婚紹介業、結婚情報サービス業等の広告

- ・公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークを取得している等）
- ・原則、名称、所在地及び一般的な事業案内等の掲出に限定する
- ・インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）の適用を受ける事業主又は実態として出会い系サイトであると判断されるものは掲出不可とする

(24) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織の広告

- ・原則、名称、所在地及び一般的な事業案内等の掲出に限定する
- ・出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲出不可とする

(25) 政治性のある広告

- ・政治性のある広告については掲出不可とする

(26) 名刺広告

- ・個人または法人の名刺広告については掲出不可とする

(27) 意見広告

- ・原則として、掲出不可とする
- ・ただし、企画書等により必然性があると判断したものに限り、表現等を検討の上、掲出の可否を決める

(28) 寄付金募集の広告

- ・寄付金の使途目的が不明瞭な広告主は取り扱わない
- ・社会福祉事業のために行われる寄付金募集について、都道府県知事又は厚生労働大臣の許可を得ていないものは掲出不可とする
- ・重要文化財など修復するために行われる寄付金募集について、文化庁長官の許可を得ていないものは掲出不可とする
- ・広告には、広告主名、所在地及び電話番号のほか、次の主旨を表記しなければならない
例：○○募金は、○○知事の許可を受けた募金活動です

(29) 宗教及び宗教団体の広告

- ・宗教施設や行事の案内に限り、広告内容を検討の上、掲出の可否を決定する
- ・教義、經典の類、布教を目的とするもの及び他の宗教、宗派に対して言及(批判・中傷等)するものは認めない

(30) トランクルーム及び貸し収納業者の広告

- ・倉庫業法（昭和 31 年法律 121 号）第 25 条の規定により認定を受けた優良トランクルームまた、認定を受けている旨を表示すること
- ・「貸し収納業者」は、会社名以外に「トランクルーム」の名称を表記してはならない。また、次の主旨を表記しなければならない
例：当社の○○は、倉庫業法に基づく"トランクルーム"ではありません

(31) 通信販売の広告

- ・特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 11 条の規定に反しないこと
- ・原則として、公益社団法人日本通信販売協会（JADMA）に未加入の広告主は取り扱わない
- ・未成年者向けの商品の広告は、内容を検討の上、掲出の可否を決める